

**外部サービス利用型
指定特定施設入居者生活介護事業**

重要事項説明書

重要事項説明書別紙

社会福祉法人 江戸川豊生会
香取市養護老人ホームひまわり苑

〒287-0011
千葉県香取市津宮4102

電話 : 0478-57-2960
FAX : 0478-57-2931

重 要 事 項 説 明 書

ご利用者様に対する特定施設入所者生活介護サービス（以下、「入所サービス」という。）の提供開始にあたり、当事業者がご利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人 江戸川豊生会
主たる事務所の所在地	東京都江戸川区臨海町1丁目4番の4
法人種別	社会福祉法人（社協以外）
設立年月日	平成9年8月8日
電話番号	03-3804-0702
FAX番号	03-5959-4132
ホームページ	http://www.e-houseikai.or.jp

2. 事業所概要

事業所名称	香取市養護老人ホームひまわり苑
事業所の種類	指定特定入所者生活介護事業所（外部サービス利用型） 千葉県指定1278900244号
所在地	千葉県香取市津宮4102
電話番号	0478-57-2960
FAX番号	0478-57-2931
開設年月日	平成23年4月1日
管理者氏名	井上和之
サービス提供地域	香取市
実施しているその他の事業	介護予防特定施設入居者生活介護事業 短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業 通所介護事業・指定第1号通所事業 訪問介護事業・指定第1号訪問事業

3. 事業所の設備概要

建物構造	鉄筋コンクリート2階建て 平成5年11月20日完成
延べ床面積	1階 1601.12m ² (内 デイサービス 256.25m ²) (内 ショートステイ 69.36m ²) 2階 723.38m ²
利用定員	46名

設備・器具	事務室、介護職員室、相談室、医務室（看護師室）、食堂、便所、居室（個室24室　2人部屋13室）、脱衣室・一般浴室、特殊浴室、身障者用便所 防災設備（火災感知器、火災報知器、非常放送設備、自動通報装置、スプリンクラー、排煙装置、防火扉）、非常階段
-------	---

4. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	ご利用者様に対し、要介護状態の軽減または悪化の防止、認知症のご利用者様に対しては、認知症の状況等ご利用者様の心身の状況を踏まえて、ご利用者様が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、各種サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	特定施設サービス計画（以下、「施設サービス計画」といいます。）に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービス適切かつ円滑に提供することにより、施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになります。 安定的かつ継続的な事業運営に努めます。

5. 事業所の職員体制

事業所の従業者の職種	員数および勤務の体制
管理者	1名　事業運営上の管理監督業務
生活相談員	1名以上　日常生活の相談・援助
計画作成担当者	1名　施設サービス計画の作成
介護職員	5名以上　日常介護業務
看護職員	1名以上　健康管理業務
機能訓練指導員	1名以上　機能回復訓練業務

6. 提供するサービスの内容

（1） 基本サービス

① 施設サービス計画の作成

計画作成担当者がご利用者様の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

② 利用者の安否の確認

事業所の従業者により、利用者の日常の心身の状況、生活状況に配慮します。

③ 生活相談等

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関する相談に応じます。

(2) 受託居宅サービスのご利用

施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業所による各種介護サービス（以下、「外部サービス」といいます。）を提供します。

(3) 設備の使用、手続き及び介護サービス等

次の事項のほか、香取市養護老人ホーム運営規定によります。

① 居室

ア 当施設の居室は1人部室及び2人部屋です。入所後、利用者の状況に応じて居室の変更をする場合があります。居室移動に関する事項は、以下の通りです。利用者は、原則として、当初入所した居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、当施設に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

- ・ 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的な理由があるとき
 - ・ 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき
 - ・ より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき
 - ・ その他既に利用している居室が、より適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき
- イ 事業所は、入所サービスの提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て、居室を移動させることができます。
- ウ 居室の移動を希望する利用者は、必ずその理由を付した書面により管理者へ提出してください。
- エ 事業所は、前項の書面を受理したときは、その適否を利用者に書面をもって通知します。
- オ 居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復してください。その費用は利用者の負担とします。

② 食事

朝食 8時00分

昼食 11時50分

夕食 18時00分

- ・食事は、利用者の摂取状況に合わせて調理します。
- ・医師の指示による食事提供を行います。

食事介助は、原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。

③ 入浴介助は、原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。

④ その他日常生活上の更衣、排泄、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等の介護は、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。必要に応じて、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。

⑥ 健康管理

原則毎週1回、医務室にて協力病院の嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。なお、協力医療機関以外への外来は原則としてご家族に実施していただきます。(介助が必要な場合にはご相談ください。遠方の場合には費用がかかる場合があります。)

7. 虐待の防止について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)を遵守し、ご利用者様およびご利用者様の家族等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の掲げる行為が発生しないよう、必要な措置を講じます。

(1) 高齢者虐待の定義

①ご利用者様の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

②高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他の高齢者を養護するべき職務上の義務を著しく怠ること。

③高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

⑤高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(2) 当事業者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めます。

(3) 当事業者は、国および市区町村が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動および高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力します。

(4) 当事業者は、虐待または虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかに市区町村へ通報します。

(5) 当事業者は、高齢者虐待についての研修会を定期的に開き、事業者の従業者で高齢者虐待についての知識の習得、情報の共有等を通じて、高齢者虐待ゼロの維持継続に向けて、意識の統一を図ります。

8. 身体拘束について

当事業者は、原則としてご利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ

ことが考えられるときは、ご利用者様に対して説明し同意を得た上で、次の掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由および態様等についての記録を行います。

緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
非代替性	身体拘束以外に、ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
一時性	ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

- (1) 当事業者は、身体拘束について、判断基準などを分かりやすくまとめた職員向けの指針等を作成し、従業者に周知徹底します。
- (2) もし、身体拘束を行った場合は、身体拘束を解くまでの間、身体拘束の判断が適切であったか検証し、問題点があれば改善策を検討する会合を開き、情報、方法等の周知徹底を図ります。
- (3) 当事業者は、身体拘束についての研修会を定期的に開き、事業者の従業者で身体拘束についての知識の習得、情報の共有等を通じて、身体拘束ゼロの維持継続に向けて、意識の統一を図ります。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) ご利用者様およびご利用者様の家族等に関する秘密の保持について

当事業者は、ご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係従事者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるもととします。

当事業者および事業者の従業者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者様およびご利用者様の家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

また、この秘密を保持する義務は、契約が終了した後においても継続します。

当事業者は、従業者に、業務上知り得たご利用者様およびご利用者様の家族等の秘密を保持させるため、従業者である期間および従業者でなくなったあとにおいても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

- (2) 個人情報の保護について（要配慮個人情報を含む）

当事業者は、ご利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者様の個人情報を用いません。また、ご利用者様の家族等の個人情報においても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者様の家族の個人情報を用いません。

当事業者は、ご利用者様およびご利用者様の家族等に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録も含む）については、管理者の指導・監督をもって管理し、また、処分の際にも第三者での漏洩を防止するものとします。

当事業所が管理する個人情報については、ご利用者様の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご利用者様の負担になります。）

10. 緊急時の対応について

サービス提供中に、ご利用者様の体調や容態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医およびご利用者様の家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。
(第1緊急連絡先)

氏名	(続柄)
住所	
電話番号①	自宅・携帯・勤務先
電話番号②	自宅・携帯・勤務先

(第2緊急連絡先)

氏名	(続柄)
住所	
電話番号①	自宅・携帯・勤務先
電話番号②	自宅・携帯・勤務先

11. 嘱託医

越川義章医師（越川医院） 月4回（程度）

千葉県香取市佐原イ753番地 0478-52-5202

協力医療機関

千葉県立佐原病院 千葉県香取市佐原イ2285番地 0478-54-1231

協力歯科医療機関

篠塚歯科医院 千葉県香取市津宮838番地 0478-57-3315

12. 事故発生時の対応について

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかにご利用者様の家族等および市区町村へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

保険者	香取市
担当部署	高齢者福祉課 介護保険担当
連絡先	0478-50-1208

1 3 . 損害賠償について

ご利用者様に対するサービスの提供にあたって、ご利用者様またはご利用者の家族等の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかにご利用者様またはご利用者の家族等に損害を賠償します。ただし、当事業者の故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

ご利用者様またはご利用者の家族等に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。なお、当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	対人・対物・管理財物賠償補償その他事業者が法律上の賠償責任を負った場合の補償

1 4 . 非常災害に対する対応について

(1) 事業者に災害対策に関する担当者（防火管理者）を配置し、火災、洪水等非常災害対策に関する取り組みを行います。

○消防委員会の設置

(2) 非常災害に関する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知します。

○消防計画の策定および見直し

○洪水等対自然災害対策計画の策定および見直し

(3) 定期的に防災訓練、救急救命訓練その他必要な訓練を行います。

○自衛総合消防訓練（法定訓練 年2回以上）の実施

○自衛消防訓練（避難訓練、通報訓練、消火訓練）の実施

○救急救命訓練の実施

1 5 . 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、当事業者の下記の窓口でお受けします。

相談窓口	香取市養護老人ホームひまわり苑
職種 氏名	生活相談員 宮本 菜緒
連絡先	0478-57-2960

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付期間①	香取市役所
担当部課	高齢者福祉課 介護保険担当
連絡先	0478-54-1111 (代)
苦情受付期間②	千葉県国民健康保険団体連合会
担当部課	介護保険課 苦情処理担当
連絡先	043-254-7428

16. 衛生管理について

- (1) ご利用者様に対するサービスの提供に供する施設、設備および用具または飲用に供する水について衛生的な管理の勤め、または衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 当事業者において感染症の発生またはまん延しないように必要な措置を講じます。
- (3) 食中毒および感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17. サービス提供にあたっての留意事項

- (1) サービス内容の変更については、ご遠慮なくご相談下さい。
- (2) 喫煙は、喫煙所にてお願いします。
- (3) 居室内も含め、飲酒はご遠慮下さい。
- (4) 衛生の関係上生ものお持ち込みはご遠慮ください。
- (5) 衣類等は、名前の記入をお願いします。
- (6) テレビ・ラジオ等ご利用の際は、音量等、他の利用者様への配慮をお願いします。
- (7) 個人的なペット（動物等）の飼育はご遠慮ください。

当事業者は、ご利用者様に対する入所サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

(事業者)

住 所 千葉県 香取市 津宮 4102

事業者名 社会福祉法人 江戸川豊生会

代表者 理事長 柳内 光子 印

(説明者)

事業所 香取市養護老人ホームひまわり苑

所 属 施設サービス課 • 指定特定入所者生活介護事業所

職・氏名 _____ 印

令和 年 月 日

(利用者)

私は、サービス内容説明書および重要事項説明書に基づいて、事業者よりサービス内容および重要事項の説明を受けました。

住 所 香取市津宮 4102 香取市養護老人ホームひまわり苑

氏名 _____ 印

(署名代筆者)

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。 私は、本人の契約意思を確認しました。

住 所 _____

氏名 (続柄) _____ 印

本人との関係 _____

署名代筆の理由 _____

(利用者の家族等)

住 所 _____

氏名 (続柄) _____ 印

重要事項説明書別紙

1. 利用料（第11条）

- ① サービスが、介護保険の適用を受ける場合、介護保険給付の額を10割とし、「介護保険負担割合証」に記された「利用者負担の割合」分をお支払いいただきます。
- ② 提供を受けるサービスが介護保険の適用を受けないものについては、利用料の全額をお支払いいただきます。
- ③ 事業者は、あなたに対し、当月の利用料を翌月10日までに、サービスの提供日、当月の利用料等の内訳を記載した利用料請求書を作成し送付します。
- ④ 当月の利用料は、翌月末日までに現金にてお支払い下さい。

（1）入所サービス

基本サービス料

	単位数	1割負担分	2割負担分	3割負担分	備考
要支援1・2	57単位	57円	114円	171円	1日当たり
要介護1～5	84単位	84円	168円	252円	1日当たり

- ※ 介護職員の員数が基準を満たさない場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料および利用者負担額は、70／100となります。
- ※ 特定

施設処遇改善加算（I）を算定しています。

1ヶ月の合計単位数の82／1000を算出して請求させていただきます。

- ※ 特定施設特定処遇改善加算（II）を算定しています。

1ヶ月の合計単位数の12／1000を算出して請求させていただきます。

（2）受託居宅サービス

①限度単位数

要介護認定区分	限度単位数
要支援1	5,032単位
要支援2	10,531単位
要介護度1	16,355単位
要介護度2	18,362単位
要介護度3	20,490単位
要介護度4	22,435単位
要介護度5	24,533単位

(委託先 1) 香取市ひまわり苑デイサービスセンター (通所介護・指定第1号通所介護)

千葉県香取市津宮 4102

① 基本サービス料 (通常規模型通所介護、サービス提供時間は7時間から8時間まで)

	単位数	1割負担分	2割負担分	3割負担分	備考
要支援1	1,511 単位	1,511 円	3,022 円	4,533 円	1月当たり
要支援2	3,099 単位	3,099 円	6,198 円	9,297 円	1月当たり
要介護1	592 単位	592 円	1,184 円	1,776 円	1日当たり
要介護2	699 単位	699 円	1,398 円	2,097 円	1日当たり
要介護3	810 単位	810 円	1,620 円	2,430 円	1日当たり
要介護4	921 単位	921 円	1,842 円	2,763 円	1日当たり
要介護5	1,028 単位	1,028 円	2,056 円	3,084 円	1日当たり

その他費用

昼食代 600円／日

(委託先 2) ひまわり苑訪問介護事業所 (訪問介護・指定第1号訪問介護)

千葉県香取市津宮 4102

① 基本サービス料 (指定介護予防訪問介護)

サービス提供回数	単位数	1割負担分	2割負担分	3割負担分
週1回程度 (要支援1.2)	1,032 単位	1,032 円	2,064 円	3,096 円
週2回程度 (要支援1.2)	2,064 単位	2,064 円	4,128 円	6,192 円
週3回程度 (要支援2)	3,096 単位	3,096 円	6,192 円	9,288 円

② 基本サービス料 (指定介護訪問介護)

身体介護中心	サービス時間	単位数	1割負担分	2割負担分	3割負担分
	15分未満	94 単位	94 円	188 円	282 円
	15分以上30分未満	189 単位	189 円	378 円	567 円
	30分以上45分未満	256 単位	256 円	512 円	768 円
生活援助中心	15分未満	49 单位	49 円	98 円	147 円
	15分以上1時間未満	94 单位	96 円	192 円	288 円
	15分増すごとに+49単位	+ (15分増すごとに) 48 单位	+ (15分増すごとに) 49 円	+ (15分増すごとに) 98 円	+ (15分増すごとに) 147 円
	通院等乗降介助(1回当たり)	87 単位	87 円	174 円	261 円

その他自己負担となるもの (保険外の費用で全額利用者の負担となるもの)

- 特別な介護費用
- おむつ代 実費

(3) その他費用

- ① 介護保険の適用を受けない入所サービス
全額自己負担になります。
- ② 利用者が、日常生活上の趣味・嗜好等により希望されるもの
全額自己負担になります。
- ③ 利用者が、行事等に参加する場合、利用者が個別に希望する材料費
全額自己負担になります。

(4) 保険給付の請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、交付しますのでお申し出下さい。